

[別紙]

随意契約理由書

神戸市

| | |
|--|--|
| 件 名 | 海岸線 5000 形車両用 ATI 試験器購入 |
| 契約の相手方 | 株式会社 日立製作所 神戸支店 |
| 根 拠 法 令 | 地方公営企業法 施行令 第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当 |
| 随意契約の理由 <p>ATI 試験器は地下鉄海岸線 5000 形車両に搭載されている ATI 装置と接続し、神戸市高速鉄道実施基準に基づいた検査に使用する試験器である。</p> <p>ATI 装置は順次更新をしており、更新した装置に対応する試験器が必要となるため今回購入する。</p> <p>ATI 装置は上記業者が設計・製作したものであり、独自の技術内容が含まれている。そのため ATI 試験器を製作するには、上記業者でしか知りえない専門的な技術、知識が必要であるため、ATI 試験器を設計・製作できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により上記業者と随意契約を締結するものである。</p> | |
| 担 当 部 署 (問 合 せ 先) | 交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340) |